

## 香川県建設業担い手確保・育成事業

# 手順の手引き



### 申請受付期間

令和5年5月29日（月）～令和5年7月21日（金）

※受付は先着順とします（20者程度に補助する見込みです。）。

予算額に達した場合は、その日をもって受付を終了し、その日に受理された申請書を対象に抽選を行う場合があります。

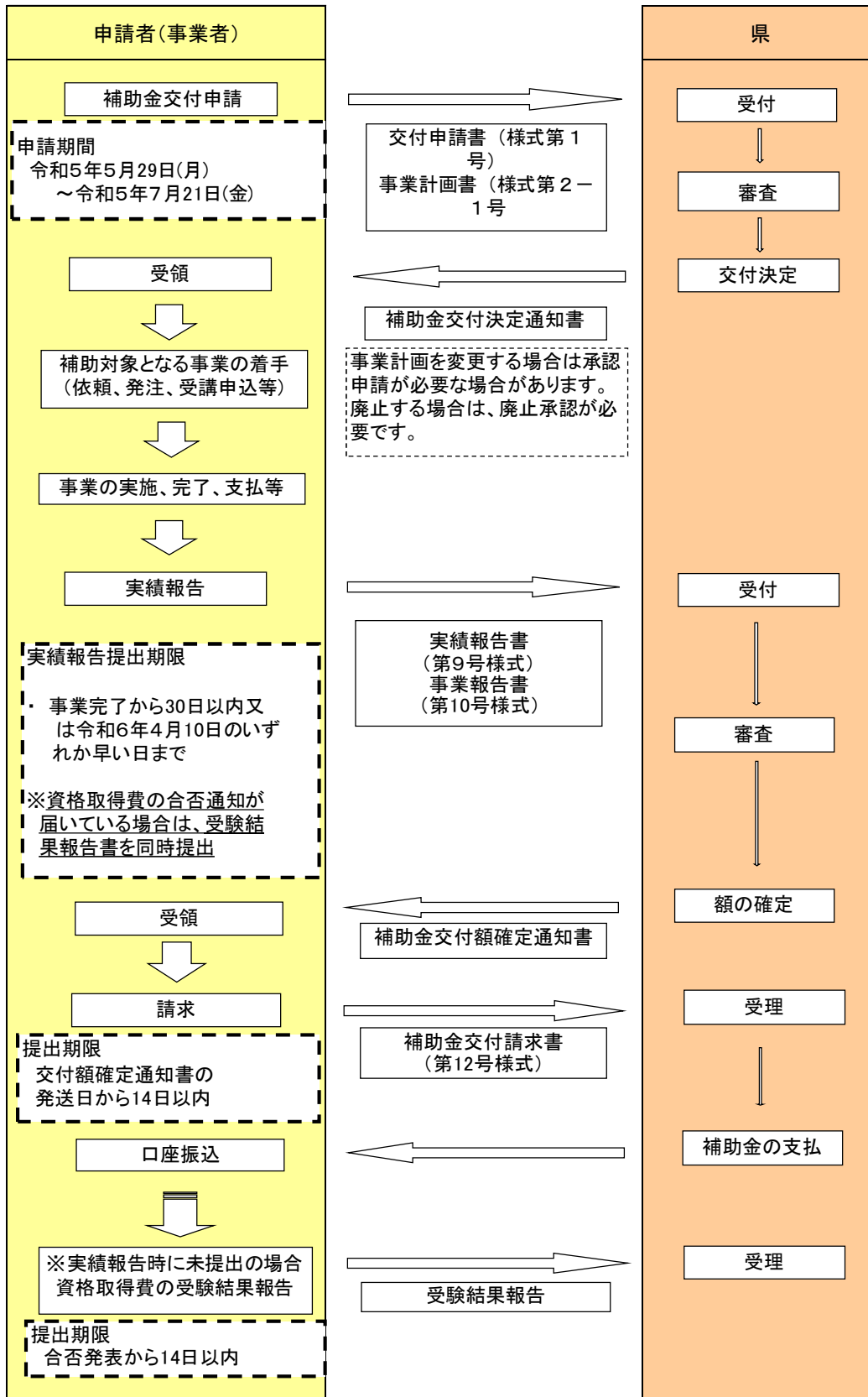
香川県土木部土木監理課

## 《目次》

1.	手続の流れ	2
2.	補助対象	3
3.	補助対象経費	5
4.	補助金額	10
5.	補助金の交付申請	11
6.	補助金の交付決定	13
7.	事業計画の変更等	14
8.	実績報告	15
9.	補助金の額の確定	16
10.	補助金の請求・支払	16
11.	受験結果の報告について	17
12.	書類の提出方法	19
13.	アンケート調査について	21

# 1. 手続の流れ

## ◆香川県建設業担い手確保・育成事業補助金＜手続の流れ＞



## 2. 補助対象

補助の対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、次のいずれにも該当する必要があります。

### ○補助対象事業者

- （1）建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建設業の許可を有しており、その主たる営業所の所在地が県内であること。
- （2）中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であること（資本の額又は出資の総額：3億円以下、常時使用する従業員の数：300人以下）。
- （3）県税等の滞納が無いこと。
- （4）過去に規則第2条第1項各号に規定する補助金等の不正受給がないこと。

採用担当者資質向上費・特別技能教育費に係る人材育成の対象者及び資格取得費に係る資格取得試験等の受験者（以下「育成対象者等」という。）は、次のいずれにも該当する必要があります。

### ○育成対象者等

- （1）県内に在住していること。
- （2）事業の実施日において、補助対象事業者と期間の定めのない常勤の雇用契約を締結していること。（役員又は個人事業主は雇用契約締結の要件は問わず、対象者となります。）
- （3）健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること（加入義務がない場合を除く。）。
- （4）交付申請日の属する年度に、要綱別表第2の補助の対象となるセミナー等の受講や、主任技術者になりうる資格の取得に係る受験等を行うこと。

(5) 主任技術者になりうる資格及び当該資格に係る要綱別表第3に定める補助項目について、過去に同一の資格及び補助項目で建設技術資格取得支援事業補助金及び要綱に規定する補助金の交付を受けていないこと。(注1)

☆令和5年度の補助対象の事業者数は、20者程度を見込んでいます。



次の点にご注意ください。

- (注1) 資格取得費の補助の際、同じ資格・級・種の資格試験の受験や講習会の受講に対しては、一度補助金を受領した場合、その可否に関わらず、重複して補助金を受け取ることはできません。登録基幹技能者講習も同様です。

例) 2級土木施工管理技士試験を受験する場合

昨年度：(建設技術資格取得支援事業補助金)

学科試験・講習受講 → 補助金受領(不合格のため、翌年度再受験)

実地試験・講習受講 → 補助金申請せず

本年度：(香川県建設業担い手確保・育成事業補助金)

学科試験・講習受講 → 補助金申請不可(昨年度受領しているため)

実地試験・講習受講 → 補助金申請可能

## 3. 補助対象経費

事業内容：（i）人材確保への取組みに関する事業

### 3-1. 経費区分：求人活動費

#### ○経費内容

求人情報掲載や会社説明会への出展等の求人活動に要する経費

#### ○補助対象費目

専門家謝金（コンサルティング費等を含む）、専門家旅費、職員旅費、会場使用料、役務費、資料購入費、委託料、展示会出展料、会場整備費、保険料、広告宣伝費

#### ○解説

建設業者として行う求人活動に係る経費の補助となっています。

具体例としては、求人情報誌への掲載、求人サイトへの登録、企業説明会や展示会への出展等であり、ウェブ上での合同企業説明会への参加も含まれます。

### 3-2. 経費区分：採用担当者資質向上費

#### ○経費内容

セミナーの受講等による採用担当者の人材養成に必要な経費

#### ○補助対象費目

専門家・講師謝金（コンサルティング費等を含む）、専門家・講師旅費、職員旅費、会場使用料、資料購入費、受講料、委託料

#### ○解説

採用担当者の人材育成に必要な費用に対する経費の補助となっています。

採用業務に関するセミナー等であれば、工事施工に関するものでなくとも補助対象となります。

また、採用担当者に対する人材育成として、採用コンサルティングサービスなどを利用する場合も含まれます。

### 3-3. 経費区分：情報発信費

#### ○経費内容

ホームページでの情報発信に要する経費

#### ○補助対象費目

ホームページ作成費

#### ○要件

情報発信費は、会社情報、業務内容、人材育成及び採用情報を内容として含むウェブサイトを開設又は改修により作成する場合に限る。なお、人材育成の内容については、教育・研修制度、資格取得制度、自己啓発支援制度その他これらに準ずる人材育成制度を具体的に掲載するものとする。

#### ○解説

補助対象事業者が、自身のホームページを開設又は改修により作成する場合の経費の補助です。

補助に際しては、会社情報、業務内容、人材育成及び採用情報を内容として含むことを要件としていますので、この要件が満たされない場合は補助の対象となりません。

人材育成の教育・研修制度とは新採研修やOJTなど、自己啓発支援制度とは通信教育、セミナー参加費、書籍の購入などが該当します。

また、ホームページの作成以後に発生するであろう維持費や改修費は、今回の補助の適用外となっていますのでお気を付けください。

なお、事業完了報告の際はウェブ上での公開及び内容も確認します。

事業内容：(ii)人材育成への取組みに関する事業

3-4. 経費区分：特別技能教育費

○経費内容

社内教育の実施やセミナー等の受講による人材育成に必要な経費

○補助対象費目

講師謝金（コンサルティング費等を含む）、講師旅費、職員旅費、会場使用料、役務費、教材費、受講料、委託料

○要件

職業能力開発促進法(昭和44年7月18日法律第64号)第15条の7に規定する公共職業能力開発施設及び同法第31条に規定する職業訓練法人が実施する職業訓練並びに労働安全衛生法(昭和47年6月8日法律第57号)に基づく登録教習機関が実施する技能講習、特別の教育及びその他の安全教育のうち、要領別表第1に掲げるものに限る。

(要領別表第1)

1 県内の公共職業能力開発施設が実施する職業訓練

訓練実施施設	訓練分野	職業訓練内容
四国職業能力開発大学校	機械系	工事施工に関するもの
	居住系	
	専門課程	
香川職業能力開発促進センター	建築計画/建築意匠設計 金属加工/成形加工 電力・電気・通信設備工事 建築設備工事 生産設備保全	
香川県立高等技術学校	キャリアアップコース	

2 職業訓練法人が実施する職業訓練

職業訓練法人	職業訓練内容
全ての職業訓練法人	工事施工に関するもの

3 登録教習機関

登録教習機関	技能講習、特別の教育及びその他の安全教育
香川労働局登録教習機関	工事施工に関するもの



## ○解説

工事施工に係る人材育成について、社内教育やセミナー等を行う際の補助です。

公共職業能力開発施設としては、四国職業能力開発大学校から2分野1課程、香川職業能力開発促進センターから5分野、香川県立高等技術学校から1コースのうち工事施工に関するものが対象となっています。

職業訓練法人としては、県内外の全ての職業訓練法人が対象となっていますが、職業訓練の内容は工事施工に関するものに限っており、代表的な訓練場所は、三田建設技能研修センターや富士教育訓練センターといった県外施設になります。

登録教習機関については、香川労働局の登録教習機関が行う工事施工に関するもの（労働安全衛生法に基づく教育及び講習を含む。）に限ります。名簿については、厚生労働省又は香川労働局のホームページから確認をしてください。

また、これらの登録教習機関から、補助事業者の事業所で講習を行ってもらった場合についても、社内教育の実施として補助対象となります。

## 3-5. 経費区分：資格取得費

### ○経費内容

主任技術者になりうる資格の取得に要する経費

### ○補助対象費目

受験料、講習料、受講料、教材費

### ○要件

交付申請日の属する年度に実施される施工管理技術検定等（学科試験、一次試験若しくは筆記試験（以下「学科試験等」という。）又は実地試験、二次試験、技能試験若しくは実技試験（以下「実地試験等」という。）のことをいう。以下同じ。）の受験手数料及び施工管理技術検定等に係る受験講習会の受講費用（当該講習会に用いる教材の購入費を含む。ただし、学科試験等又は実地試験等を受験した場合に限る。）並びに登録基幹技能者講習の受講料であって、補助対象事業者が直接又は間接的に支出するものに限る。

### ○解説

資格取得費は、主任技術者になりうる資格の取得に要する経費の補助です。

主任技術者になりうる資格は、建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 7 条の 3 の 2 号の表の下欄に掲げる資格と、規則第 18 条の 3 に定める登録基幹技能者講習が該当します。



次の点にご注意ください。

- 特別技能教育費又は資格取得費は、例外的に令和 5 年度の費用であれば交付決定前のものであっても対象となっています。
- 資格取得予備校等での講習等も補助の対象となりますが、**令和 5 年度中に講習及び試験が完了**する場合があります。

## 4. 補助金額

補助金額は、〈求人活動費、採用担当者資質向上費、情報発信費、特別技能教育費、資格取得費に係る補助対象経費を全て合計した額〉の2分の1又は20万円のいずれか低い金額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）です。

※予算額に達した日に到着した申請書については、上限額が制限される場合があります。

<例>

特別技能教育費として職業訓練法人で小型移動式クレーン運転技能講習を受講し、資格取得費として土木施工管理技士検定試験（2級）の学科・実地の受検と40,500円の講習会を受講した場合は、次のように補助金額を算出します。

技能講習の受講料（受講料 36,160 円－消費税 3,287 円 + 旅費 16,960 円－消費税 1,541 円）	48,292 円
特別技能教育費	48,292 円…①
講習会受講料（受講料 40,500 円－消費税 3,681 円）	36,819 円
受検手数料（学科 5,250 円+実地 5,250 円）	10,500 円
（※受験手数料は非課税）	
36,819 円 + 10,500 円 =	47,319 円
資格取得費	47,319 円…②
①48,292 円 + ②47,319 円 =	95,611 円
補助対象経費	95,611 円
③95,611 円 × 2分の1 =	47,805 円 ⇒ 47,000 円
（※1,000 円未満は切り捨て）	
47,000 円 > 200,000 円のため、 <u>補助金額 = 47,000 円</u>	

## 5. 補助金の交付申請

補助金を受けようとする方は、「香川県建設業担い手確保・育成事業補助金交付申請書」（様式第1号）、香川県建設業担い手確保・育成事業補助金事業計画書（様式第2-1号）、誓約書（様式第3号）及び添付書類を提出してください。

また、補助対象の経費区分に採用担当者資質向上費・特別技能教育費・資格取得費を含む場合は、経費区分に対応した香川県建設業担い手確保・育成事業補助金事業計画書（様式第2-2号）を提出してください。

提出が必要な書類は次のとおりです。

(必ず必要)

番号	必要書類	留意事項 (◎必ず提出が必要なもの、○いずれか一部必要なもの)
①	香川県建設業担い手確保・育成事業補助金交付申請書	【補助金の申請書です。】 ◎様式第1号
②	香川県建設業担い手確保・育成事業補助金事業計画書（共通事項）	【補助事業の共通事項の計画書です。】 ◎様式第2-1号
③	誓約書	【補助要件の合致、補助金の返還規定等に同意する旨の誓約書です。】 ◎様式第3号
④	会社案内又は商業登記簿謄本（コピー可） （個人の場合は、住民票（コピー可））	【現在営んでいる事業内容を確認するための書類です。】 ○会社案内、○商業登記簿（交付申請書提出日から起算して1か月以内に取得したもの）、○その他現在営んでいる事業内容が確認できるもの
⑤	県税事務所が発行する納税証明書	【滞納がないことを確認するための書類です。】 ◎県税事務所が発行する納税証明書（交付申請書提出日から起算して1か月以内に取得したもの）
⑥	補助事業の内容確認に必要な書類	【事業内容が補助対象であるかを確認するための書類です。】 ○パンフレット○写真○その他事業内容が確認できる書類（既存のウェブサイトのURL等）

⑦	対象経費の算出根拠を証する書類	【事業個別の金額の根拠を確認するための書類です。】 ○見積書○設計書○その他対象経費の算出根拠が確認できる書類
---	-----------------	--

(採用担当者資質向上費、特別技能教育費及び資格取得費を含む場合に必要)

番号	必要書類	留意事項 (◎必ず提出が必要なもの、○：いずれか一部必要なもの)
⑧	香川県建設業担い手確保・育成事業補助金事業計画書(個別事項)	【経費区分の個別事項の計画書です。】 ◎様式第2-2号
⑨	育成対象者等の①住所、②氏名、③生年月日、④社会保険の加入が確認できる書類⑤雇用保険の加入が確認できる書類(コピー)	【①～③の確認書類】 ○運転免許証、○パスポート、○その他県内在住者であることが確認できる書類 【④の確認書類】 ◎社会保険被保険者証(加入義務がない場合は不要です) 【⑤の確認書類】 ◎雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)
⑩	育成対象者等の雇用形態が確認できる書類(コピー)	【育成対象者の雇用形態を確認するためのものです。】 ◎労働条件通知書又は雇用契約書のいずれか ※役員の場合は商業登記簿謄本、個人事業主の場合は住民票又は確定申告書第二表

## 6. 補助金の交付決定

県は、提出された補助金交付申請書の内容を審査し、要件に該当していると認めるときは、「交付決定通知書」を申請者あてに郵送します。

実績報告書を作成するときに、**交付決定通知書に記載された交付決定日、交付決定番号の記入が必要**になりますので、交付決定通知書はなくさないよう保管しておいてください。交付決定通知書の再発行はいたしません。



### 補助申請額と異なる額で交付決定する場合があります。

補助対象外経費（振込手数料等）を含んで補助額を算出していたり、千円未満を切り捨てていない場合などには、交付申請書の修正を求めず、県で算出した適正な補助額で交付決定する場合があります。



次の点にご注意ください。

- 交付決定通知書は、**補助金の支払を確約するものではありません**。適正な実績報告書を提出した時点で初めて補助金交付の要件を具備するものとします。

## 7. 事業計画の変更等

補助対象事業者は、事業計画に変更があった場合は、速やかに変更承認申請書（様式第5号）を提出する必要があります。ただし、変更内容が軽微である場合（補助金交付決定額の20%以内の減額）であれば、申請を省略することが可能です。

また、補助申請を廃止する場合には、廃止承認申請書（様式第7号）提出する必要があります。

（例えば・・・）

当初は、学科試験の受験と講習会の受講、実地試験の受験と講習会の受講を資格取得計画に記載していたが、学科試験不合格のため、実地試験の受験と講習会の受講ができなくなった。

（例えば・・・）

当初は、県外で工事施工に係る職業訓練を受ける予定だったが、育成対象者に非のない事情（公共交通機関の運休等）により、県外での訓練を受けることができなかった。



次の点にご注意ください。

- ・ 補助金交付申請額の変更のほか、会社の商号変更、代表者の変更等、申請書に記載した基本的な事項が変更となる場合は、変更届の提出が必要となります。
- ・ 変更内容により、当初満たしていた交付の条件を満たさなくなった場合、交付決定が取り消されることがあります。

## 8. 実績報告

補助対象事業者は、補助事業の完了後30日以内に、実績報告を行う必要があります。ただし、30日が経過するよりも早く令和6年4月10日が到来する場合は、令和6年4月10日午後5時までに実績報告を行ってください。報告期日までに到着の確認ができないときは、交付決定を取り消す場合があります。

(必ず必要)

番号	必要書類	留意事項 (◎必ず提出が必要なもの)
①	香川県建設業担い手確保・育成事業補助金実績報告書	【実績報告書の提出様式です。】 ◎様式第9号
②	香川県建設業担い手確保・育成事業実施報告書	【経費に関する報告書です。】 ◎様式第10号
③	補助対象事業者による補助対象経費の支払を証明できる書類（コピー）	【補助対象事業者（補助金を申請した建設業者）による補助対象経費の支出を確認するためのものです。】 ◎郵便振替の払込証、領収書、金融機関の振込証明書、その他支払を証明できる書類 <u>郵便振替の払込証の場合、費用の負担者が確認できません。払込者が育成対象者等の場合は、あわせて会社が支出したことが分かる総勘定元帳など会計書類も添付してください。</u>
④	補助事業者による補助対象事業の実施を証明できる書類（コピー）	【補助対象事業の実施完了を確認するためのものです。】 ◎展示会写真、ウェブサイトのURLなど、事業の実施の完了が確認できる書類

(採用担当者資質向上費、特別技能教育費及び資格取得費を含む場合に必要)

番号	必要書類	留意事項 (◎必ず提出が必要なもの)
⑤	育成対象者が講習・訓練等の受講を修了したことが確認できる書類（コピー）	【採用担当者資質向上費及び特別技能教育費の育成対象者が、補助対象となる講習・訓練等を修了していることを確認するためのものです。】 ◎受講修了証等、訓練・講習会の写真など事業の実施の完了が確認できる書類
⑥	補助事業に係る受験者の受験・講習の結果が確認できる書類	【資格取得費の受験者が補助対象となる受験や講習を行ったかを確認するためのものです。】 ◎合格通知書、不合格通知書又は登録基幹技能者講習の修了証（実績報告書に添付できない場合は、受験又は講習を受けたことが確認できる書類（受験票等）を添付してください。この場合、合否結果については発表後14日以内に提出してください。）



## 9. 補助金の額の確定

県は、提出された補助金実績報告書の内容を審査し、補助金を交付する要件を満たしていると認めるときは、県が確定した補助金の額等を記載した「香川県建設業担い手確保・育成事業補助金交付額確定通知書」を補助対象事業者あてに郵送します。

この通知書により、補助金の交付額が確定します。通知書の再発行はいたしませんので、大切に保管してください。



**実績報告書の額と異なる額で額を確定する場合があります。**

補助対象外経費（振込手数料等）を含んで補助金額を算出していたり、千円未満を切り捨てていない場合などには、実績報告書の修正を求めず、県で算出した適正な補助額で額の確定を行う場合があります。

## 10. 補助金の請求・支払

補助金交付額決定通知書を受け取ったら、速やかに補助金交付請求書（様式第12号）を提出してください。

請求書の提出期限は、補助金交付額確定通知書の通知日から14日以内です。

補助金は、不備のない補助金交付請求書を受理してから約1か月後（期間の短縮はできませんのでご了承ください。）に指定された口座に振り込みます。

## 1 1. 受験結果の報告について

資格取得費の補助金の支払を受けた補助対象事業者は、受験者の合格通知書（登録基幹技能者講習の場合は修了証）又は不合格通知書の写しを、提出していただく必要があります。

実績報告書の提出時に提出ができない場合は、受験が確認できる書類（受験票）を添付してください。この場合、合否結果については発表後 14 日以内に提出してください。

受験結果報告書が提出されない場合、補助金の全額返還を命じられることになりますので、必ず提出してください。

### （1）提出期限

#### ○実績報告書の提出時まで合否の通知が届いている場合

実績報告書と同時に提出してください。

#### ○実績報告書の提出時まで合否の通知が届いていない場合

合格発表から 14 日以内に提出してください。

※実績報告書には受験が確認できる書類（受験票等）を添付してください。

### （2）合否の通知書を紛失している場合の取扱い

原則として次のように取り扱いますので、申請時に既に合否が発表されている場合は、受験者の方が合否の通知書を紛失していないかを必ず確認

してください。また、申請後に合否が発表される場合にも、受験者の方に  
速やかな提出を促すなど、十分な注意をお願いします。

### ○合格通知書を紛失している場合

技術検定合格証明書や、受験者票と当該資格試験の合格者番号を公表している  
ホームページを印刷したものなどで代替できる場合がありますので、ご相談くだ  
さい。

### ○不合格通知書を紛失している場合

実際に受験したか（欠席していないか）の確認ができないため、補助申請はで  
きません。

もし交付申請されていた場合、受験結果報告時に把握し、交付決定を取消すこ  
とになります。補助金を支出した後に判明した場合には、補助金の返還だけでな  
く、加算金が課せられる場合がありますので、ご注意ください。

## 12. 書類の提出方法

県に提出する書類の部数は1部です。

下記の点に注意のうえ、交付申請書のみ、簡易書留や一般書留、または、特定信書便事業者が行う配達記録付きのサービスで送付してください（FAXや電子メールによる提出は不可）。交付申請書以外は、普通郵便で送っても構いません。

また、県から問い合わせをする場合がありますので、提出の際には、必ず提出物の写しをとって保管しておいてください。

なお、**交付申請書の受付は先着順です**。申請のあった補助金の総額が予算額に達することとなった場合は、その予算額に達した日をもって受付を終了します。予算額に達した日に到着した申請書については、抽選により受付を行う場合があります。

### 【送付先】

〒760-8570

香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県 土木部 土木監理課 担い手補助担当 宛て



## 書類の送付について

### (1) 信書を送達できる者により送付すること

申請書や実績報告書等は「信書」に該当するため、これを送達できるのは、次のいずれかの者に限られます。宅配便での送付はできません。

①郵便事業株式会社（郵便法（昭和 22 年法律第 165 号））

②総務大臣の許可を受けた信書便事業者（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号））

### (2) 交付申請書は、配達記録が確認できる方法で送付すること。

交付申請書が間違いなく県の補助金受付に到着しているかどうかは、申請者において配達記録で確認していただく必要があります。

県では、未着のものについての確認はできません。

### (3) 封筒の表面に補助金関係書類であることを明示すること。

補助金関係書類であることがわかるよう、封筒の表面に「補助金交付申請書在中」などを朱書きしてください。



次の点にご注意ください。

- ・提出していただいた書類は返却いたしません。
- ・持参の場合は、書類の受け取りのみの対応となります（その場での審査は行いません）。
- ・「交付申請書」以外の書類については、普通郵便で送っても構いません。

### 13. アンケート調査について

補助金の支払を受けた補助対象事業者、事業の完了日から1か月を経過する日までにアンケート調査（様式第13号）を提出してください。